

知事専決事項報告

次の事件は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、これを報告し、その承認を求める。

令和8年6月15日

長崎県知事 平 田 研

令和7年度長崎県交通事業会計補正予算（第2号）

第1条 令和7年度長崎県交通事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和7年度長崎県交通事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第1款 事業収益	6,029,891千円	115,922千円	6,145,813千円
第1項 営業収益	4,995,737千円	77,307千円	5,073,044千円
第2項 営業外収益	1,034,154千円	38,615千円	1,072,769千円
	支	出	
第1款 事業費用	5,835,378千円	△35,758千円	5,799,620千円
第1項 営業費用	5,595,976千円	△41,370千円	5,554,606千円
第2項 営業外費用	219,263千円	23,787千円	243,050千円
第3項 特別損失	20,139千円	△18,175千円	1,964千円

第3条 予算第4条本文括弧書中「不足する額582,027千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額104,603千円、過年度分損益勘定留保資金355,152千円」を「不足する額576,456千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額94,281千円、過年度分損益勘定留保資金359,903千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第1款 資本的収入	2,405,000千円	△172,009千円	2,232,991千円
第1項 企業債	2,405,000千円	△198,800千円	2,206,200千円
第2項 建設補助金	-千円	25,493千円	25,493千円
第3項 固定資産売却代金	-千円	16千円	16千円
第4項 投資返還金	-千円	1,282千円	1,282千円

別表第 2 (第 4 条関係)

機関	事務	特定個人情報
1 知事	長崎県税条例による自動車 税の減免に関する事務で あって規則で定めるもの	略

別表第 2 (第 4 条関係)

機関	事務	特定個人情報
1 知事	長崎県税条例による自動車 税環境性能割又は自動車税 種別割の減免に関する事務 であって規則で定めるもの	略

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日 (以下「施行日」という。) から施行する。
(軽油引取税に関する経過措置)
- 2 施行日前に法第144条の 2 第 1 項若しくは第 2 項に規定する軽油の引取り、同条第 3 項の燃料炭化水素油の販売、同条第 4 項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第 5 項の炭化水素油の消費若しくは法第144条の 3 第 1 項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は施行日前に軽油引取税の特別徴収義務者が法第144条の 2 第 6 項の規定に該当するに至った場合において課する軽油引取税の税率については、なお従前の例による。
(自動車税に関する経過措置)
- 3 この条例による改正後の長崎県税条例及び合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例の規定中自動車税に関する部分は、令和 8 年度以後の年度分の自動車税について適用し、令和 7 年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。
- 4 施行日前の自動車の取得に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

	支	出	
第1款 資本的支出	2,987,027千円	△177,580千円	2,809,447千円
第1項 建設改良費	1,250,633千円	△167,954千円	1,082,679千円
第3項 投資	203,476千円	△9,626千円	193,850千円

第4条 予算第6条に定めた起債の限度額を次のように改める。

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良費 借換債	2,405,000 ^{千円}	債券発行又は普通貸借 (借入先) 財務省、地方公共団体金融機構、銀行その他 (借入時期) 令和7年度。ただし、購入その他の都合により、その全部又は一部を翌年度に繰延べ借入れすることができる。	年利5.0%以内	借入時期から30年以内（うち据置期間5年以内）において元利均等又は元金均等などの償還の方法による。ただし、企業財政の都合により、繰上償還をなし、又は償還年限を短縮し、若しくは借換えをすることができる。	2,206,200 ^{千円}	補正前に同じ。	補正前に同じ。	補正前に同じ。
計	2,405,000				2,206,200			

第5条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職 員 給 与 費	3,338,124千円	27,788千円	3,365,912千円
(2) 交 際 費	100千円	△81千円	19千円

第6条 予算第10条本文中「補助を受ける金額は、235,585千円」を「補助を受ける金額は、235,697千円」に改める。

て7日以内（道路運送車両法第7条、同法第12条（自動車の使用の本拠の位置が他の都道府県から県内に変更された場合に限る。）又は同法第13条の規定による登録の申請をするときは、その申請をした時）にその旨を知事に申告しなければならない。届出をした事項に異動を生じた場合も、同様とする。

(1)～(4) 略

(5) 法第146条第2項に規定する使用者となったとき、又は使用者でなくなったとき。

(6) 略

2 法第147条第1項に規定する自動車の売主は、法第160条第2項の規定により、知事から当該自動車の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があった場合には、当該請求のあった日から20日以内に、知事に対し、当該自動車の買主の住所又は居所その他当該自動車に対して課する自動車税の賦課徴収に関し必要な事項を報告しなければならない。

（自動車税の申告納付又は証紙徴収の方法）

第65条 知事は、法第158条第3項の規定により自動車税を証紙徴収の方法によって徴収しようとする場合には、納税義務者から提出された前条第1項に規定する申告をする書面（以下この条及び次条において「申告書等」という。）に証紙を貼ることに代えて収納計器により納税証紙印を表示しなければならない。ただし、知事が必要と認めるときは、徴収すべき自動車税の税額に相当する現金の納付を受けた後、当該申告書等に納税済印を表示するものとする。

2及び3 略

（自動車税の減免）

して7日以内（道路運送車両法第7条、同法第12条（自動車の使用の本拠の位置が他の都道府県から県内に変更された場合に限る。）又は同法第13条の規定による登録の申請をするときは、その申請をした時）にその旨を知事に申告しなければならない。届出をした事項に異動を生じた場合も、同様とする。

(1)～(4) 略

(5) 法第146条第3項に規定する使用者となったとき、又は使用者でなくなったとき。

(6) 略

2 法第147条第1項に規定する自動車の売主は、法第177条の13第2項の規定により、知事から当該自動車の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があった場合には、当該請求のあった日から20日以内に、知事に対し、当該自動車の買主の住所又は居所その他当該自動車に対して課する自動車税の賦課徴収に関し必要な事項を報告しなければならない。

（自動車税の申告納付又は証紙徴収の方法）

第65条 知事は、法第159条の規定により環境性能割を申告納付の方法によって、又は法第177条の11第3項の規定により種別割を証紙徴収の方法によって徴収しようとする場合には、納税義務者から提出された第60条に規定する申告書若しくは修正申告書又は前条第1項に規定する申告をする書面（以下この条及び次条において「申告書等」という。）に証紙を貼ることに代えて収納計器により納税証紙印を表示しなければならない。ただし、知事が必要と認めるときは、徴収すべき環境性能割又は種別割の税額に相当する現金の納付を受けた後、当該申告書等に納税済印を表示するものとする。

2及び3 略

（自動車税の減免）